

## 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

令和 7 年 12 月  
消防庁危険物保安室

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）を改正する。

### 1. 改正内容

#### 渦電流探傷試験に係る規定の整備【危険物規則第 20 条の 8 関係】

特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部に係る保安検査について、渦電流探傷試験を活用できるよう規定の整備を行うこととする。

### 2. 施行期日

公布の日の翌日から施行する。